

## 埼玉県いじめ問題対策会議 議事録（抄録）

日 時	平成24年8月29日（水） 午後2時50分から4時00分
場 所	埼玉県県民健康センター 中会議室
出席者数	11名
出席委員	塩川副知事、山中総合調整幹、栗生田企画財政部改革政策局長、倉上総務部長、吉野県民生活部長、荒井福祉部長、奥野保健医療部長、三井副教育長、細田県立学校部長、大澤市町村支援部長、佐藤生活安全部長
欠席委員	なし
諮問事項 その他	1 いじめの実態と現在の取組について 2 今後必要な取組について 3 その他

## 1 開 会

### 2 知事あいさつ

- ・いじめ問題は、先進各国でおきており、共通の課題となっている。
- ・先進国において、「刑罰を与えて解決」することがあった。これに関して、本当の解決なのか大いに疑問がある。しかし、そうした力を借りることが必要な場合もある。
- ・いじめの本当の原因が見えないところが難しい。1つとして同じ原因はない。
- ・いじめの核心がどこにあるかわからない。しかし、物事を貫く真理あるはず。いじめに関しては、大きな幹と一つ一つの枝葉の両方で解決する以外にない。幹、枝葉等、広範囲で対応していただきたい。
- ・一人ひとりの教職員では難しい。多くの方々の力を借りて社会全体でマインドを高めてほしい。
- ・何より本気度がないところに物事が成就できるはずがない。本気度が試されているのが、今の日本の教育界の現状だ。**本気度、しつこさ、多角的が大切。**しつこい戦いになるが、粘り強く戦って、埼玉で解決してあげよう。

### 3 議 事

#### (1) いじめの実態と現在の取組について

事務局から、資料1、2に基づき説明があった後、県立学校部長、県警本部生活安全部長から補足説明、また、委員から次のとおり質疑等があった。

(県立学校部長)

- ・いじめに関して、3つの課題がある。
  - ①いじめをどう発見していくか。  
(いじめ対応ハンドブック(以下、ハンドブック)P9、10)すべてのいじめを発見するのは難しい。携帯、ネットの発達によりいじめはさらに発見が難しくなっている。
  - ②子どもの心の問題。  
生活環境が変化する中、コミュニケーション能力が十分育っておらず、ストレスをため込み、他者を攻撃してしまう。
  - ③学校の発信力。  
学校の取組が、保護者や地域にうまく伝わっていない。連携できていない。

(県警生活安全部長)

- ・連携、情報の共有化が大切である。
- ・一線を越えた場合は、相談、報告がほしい。

(副知事)

- ・学校では、これ以上やると罪になる（法に触れる）という指導はしているのか。

(県立学校部長)

- ・指導している。(ハンドブック P 2 5 参照)

(総合調整幹)

- ①(資料 1、P 3) いじめの発見について、スクールカウンセラー等外部の発見が少ないのはなぜか。常時カウンセラーは配置されていないのか。
- ②(資料 1、P 3) いじめの発見について、本人からの訴えは、どこに相談しているのか。
- ③(資料 1、P 4) いじめの態様について、校内と校外の内訳はどうなっているのか。
- ④(資料 1、P 8) いじめの対応状況について、教育委員会の対応が少ないようであるが、教育委員会の対応は必要ないのか。
- ⑤(資料 1、P 1 0) いじめに起因する事件について、全国と比較し、埼玉県は数値が高い。これは、警察と連携ができているからか、単純に数値が多いか。

(事務局)

- ①スクールカウンセラーは、常時学校にいるわけではない。(資料 2、P 3 参照) スクールソーシャルワーカー、スチューデントサポーターも同様。
- ②(資料 1、P 4 参照) 学級担任、保護者や家族等が多い。

(生徒指導課長)

- ①スクールカウンセラー、臨床心理士であり、不登校、いじめ被害後の心のケアを中心に担当している。よって、発見は少ない。
- ②本人からの訴えは、ほとんど学級担任や部活の顧問に相談しているだろう。
- ③校内、校外は定義上分類していない。
- ④ほとんどの市町村は、いじめについて教育委員会に報告している。しかし、解決に向けては、学校の組織の中で対応しているのがほとんどである。重いケースは教育委員会から人を派遣するなど対応しているが、少ない現状である。

(県警生活安全部長)

- ⑤連携の成果である。

(福祉部長)

- ・(資料 1、P 4) いじめられた時の相談先に、学校以外の相談が少ない。どのように認識しているのか。相談しやすい体制づくりが必要でないか。

(県立学校部長)

- ・内部で解決していきたいのが原則。相談しやすい体制づくりや人間関係づくりを進めている。それでも、だめなら外部に頼っていききたい。

(総務部長)

- ・外部に相談した件は、どのように内部（学校）に伝わっていくのか。また、解決に向け、どのように取り組んでいるのか。

(県立学校部長)

- ・本局、又は市町村の担当に伝えてもらうようにしている。

(市町村支援部長)

- ・相談者によって対応が違う。相談者が自分の情報をどこまで話してくれるかにもよる。
- ・それよりも、(資料1、P4)「誰にも相談していない」が1番の問題、心配である。

(総務部長)

- ・多様な相談機関が必要だと思う。いかに、相談を解決するのが大切である。

(保健医療部長)

- ・年間で、いのちの電話に930件、チャイルドラインに15000件の相談がある。
- ・個別の相談をどのように、教育局、学校現場に戻すのかがカギであり、いかに現場と情報共有していくかが必要である。
- ・プライバシーの問題も含んでいる。

(副知事)

- ・今日の資料をしっかりと把握しておいてほしい。
- ・各課で、この問題を考えてほしい。

## (2) 今後必要な取組について

事務局から、資料3に基づき説明があった後、委員から次のとおり質疑等があった。

(栗生田局長)

- ・(資料1、P1) いじめの早期発見について考えた方がよい。いじめが見つからないことには解決できない。
- ・いじめが発見された学校は、複数のいじめが認知されている。いじめの認知件数に差があるのではないか。
- ・いじめを認知することが大切である。

(副教育長)

- ・相談する子はよい。相談しない子の方が深刻である。そこをどう救うか。見つけてあげるかが大事である。
- ・いじめを見つけるのは、ほとんど教員である。しかし、教員も忙しい状況で、数を増やせない中では、第三者の力も必要になってくる。
- ・教員は、一生懸命やっている。

(副知事)

- ・本気度が大切。いじめで苦しんでいる子を見つける本気度。

(総合調整幹)

- ①いじめの未然防止に、教員OBの見回りを。(学校応援団など)
- ②いじめをなくすためには発見することが第1。生徒本人以外が、いじめを発見し、匿名でも報告・相談できる体制づくりを。
- ③いじめの発見後、複数の教員、スクールカウンセラー等で対応する体制づくりを。
- ④いじめ対応に県民の支援を。「いじめは犯罪である」ということを、県民に理解してもらおう工夫。

(副知事)

- ・幹事会で、今日の内容をさらに練ってもらう。